

労務 ROAD

健康保険給付の申請期限について

健康保険では、業務外で発生した病気やけが、または出産および死亡した場合に各種の給付金が支給されます。給付金の申請は2年以内となっており、2年を過ぎると、時効により給付金の支払いがされなくなってしまいます。

今回は健康保険の給付金の申請漏れをしないよう、主だった事例を具体的にご紹介しますので、是非お役立てください。

こんなとき	給付の種類	申請期限（時効）
医療費を立て替えたとき 治療用装具を購入したとき	療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日から2年
【例】4月1日にコルセットを作成・装着し、4月10日にその費用を支払った場合 起算日 = 4月11日 → 申請期限は、 2年後の4月10日		
医療費が高額になったとき	高額療養費	診療を受けた月の翌月1日から2年
【例】4月1日から5月31日まで入院し、医療費が高額だった場合 4月分の起算日 = 5月1日 → 申請期限は、 2年後の4月30日 5月分の起算日 = 6月1日 → 申請期限は、 2年後の5月31日 ※高額療養費は、1か月（初日～末日）分ごとに申請が必要になります。		
病気やけがで会社を休んだとき	傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日から2年
【例】4月1日から4月30日まで労務不能であった場合 4月1日の起算日 = 4月2日 → 申請期限は、 2年後の4月1日 4月30日の起算日 = 5月1日 → 申請期限は、 2年後の4月30日 ※傷病手当金は労務不能日に対して給付金をお支払いしている為、1日ずつ時効が起算されます。		
出産のために会社を休んだとき	出産手当金	出産のために労務に就かなかった日ごとにその翌日から2年
【例】2月1日から5月1日まで出産のため仕事を休んだ場合 2月1日の起算日 = 2月2日 → 申請期限は、 2年後の2月1日 5月1日の起算日 = 5月2日 → 申請期限は、 2年後の5月1日 ※出産手当金は出産のために会社を休んだ日に対して給付金をお支払いしている為、1日ずつ時効が起算されます。		
出産したとき	出産育児一時金	出産日の翌日から2年
【例】4月1日出産した場合 起算日 = 4月2日 → 申請期限は、 2年後の4月1日		
亡くなったとき	埋葬料（費）	死亡した日の翌日から2年 （埋葬費は埋葬を行った日の翌日から2年）
【例】4月1日に亡くなった（埋葬を行った）場合 起算日 = 4月2日 → 申請期限は、 2年後の4月1日		

ご不明点については弊所担当へご相談ください。

【全国健康保険協会より】

VOL.776
(2111—5)



〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

以前は湯船に浸かることが面倒で、5秒も経てば上がっていたのですが、寒くなってから、3・3・3入浴法がマイブームになっています。

3・3・3入浴法とは、41度～43度のお湯に3分浸かり、上がって3分休憩を3回繰り返す入浴法です。初めはダイエット目的だったのですが、夜の寝つき、朝の目覚めが良くなりました。ぜひ皆様もお試しくささい！（駒尺）

11月 労務スケジュール

- ・税を考える週間（～17日）
- ・9月決算法人の確定申告納税、2022年3月決算法人の中間（予定）申告と納税
- ・年末調整の準備